号外第九十二号

平成十九年(金曜日)

目 次

人事委員会

る規則..... 人事委員会規則七 一九 (給料の調整額)の一部を改正す

(職 員

課 :

.....(経営管理課) ...

程.....

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規

公営企

委 員

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

青絑県人事委員会委員長 佐 々 木 忠

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第二のキの表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

則

額)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一九 (給料の調整

公 営 企

業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

青森県病院事業管理規程第二十号

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

十号)の一部を次のように改正する。 青森県病院局職員の給与に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

別表第六のアの表中

2 級	1級
8,500円。ただし、1号給8,271円、2号給8,352円、3号給8,433円	6,500円。ただし、1号給6,030円、2号給6,079円、3号給6,129円、4号給6,178円、5号給6,228円、6号給6,277円、7号給6,327円、8号給6,376円、9号給6,426円、10号給6,484円
_	を

2級 级 8,500円 6,500円 に改める。

別表第六のイの表中

瓷 10,800円。 ただし、 1号給10,584円、 2 号給10,696円 を

別表第六のウの表中

裟

10,800円

に改める。

この規程は、附則	2 級	1 級	2 級	1 級	別表第	2 級	1級		2 級	1 級
程は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。 則	9,400円	8,000円	9,400円。ただし、1号給8,023円、2号給8,118円、3号給8,212円、4号給8,307円、5号給8,401円、6号給8,505円、7号給8,608円、8号給8,712円、9号給8,820円、10号給8,883円、11号給8,946円、12号給9,009円、13号給9,072円、14号給9,139円、15号給9,207円、16号給9,274円、17号給9,337円	8,000円。ただし、1号給6,817円、2号給6,880円、3号給6,943円、4号給7,006円、5号給7,069円、6号給7,137円、7号給7,204円、8号給7,272円、9号給7,330円、10号給7,402円、11号給7,474円、12号給7,546円、13号給7,609円、14号給7,699円、15号給7,789円、16号給7,879円、17号給7,974円	別表第六の工の表中	8,000円	6,200円		8,000円。ただし、1号給7,924円、2号給7,996円	6,100円
通用する。	- - 상 종	女りる。	:	₹	- に 改 め る。			_	を	

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭